税の申告はお早めに

◎所得税の確定申告
◎市・都民税の申告

相談日		会場	受付時間	受付 税務署	受付 税理士	受付 市職員
2月	16日(木)～3月15日(水) 所得税の確定申告	青梅税務署	9:00～11:30、13:00～15:30	◎		
2月	16日(木)～28日(火) ※税理士会無料相談	商工会館 3階	9:00～11:30、13:00～15:30		◎	○
2月	19日(日)・26日(日) ※青梅税務署特別開庁	青梅税務署	8:30～11:30、13:00～16:00	◎		
3月	1日(水)～15日(水)	商工会館 2階	9:00～11:30、13:00～16:00			○

●商工会館会場での受付は土曜・日曜・祝日は除きます。水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り、**市・都民税申告書のみ**、市役所2階課税課市民税係で受付します。
●所得税の医療費控除の方は、利用者ごとに領収書を集計し合計金額を記載(様式は自由)し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
●2月19日(日)青梅税務署特別開庁日は、青梅マラソンのため奥多摩街道は混雑が予想されますので、ＪＲ青梅線をご利用ください。(河辺駅南口徒歩6分)

3月15日近くなりますと、相談会場も混雑しますので、お早めにどうぞ。

問合せ課税課市民税係、青梅税務署☎0428・22・3185

◆確定申告書の作成

ご自分で記入してください。国税庁・東京国税局のホームページを活用し、作成してください。

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp

東京国税局ホームページ http://www.tokyo.nta.go.jp

※白黒印刷の申告書も可。

▽申告書は郵送でも提出できます。控えが必要な方は返信用封筒と切手を同封してください。送付先青梅税務署〒198－8530青梅市東青梅4－13－4

◆税理士会による無料申告相談にお越しの方へ

小規模納税者、不動産・営業収入の方は、収支内訳書を記入し、医療費控除の方は、利用者ごとに領収書を集計のうえ、お越しください。

◆給与収入・年金収入のみの方へ

税務署・税理士会の相談日は会場の混雑が予想されます。市の職員の相談日（なるべく3月初旬まで）に、勤務先からの「源泉徴収票」、公的年金の「源泉徴収票(はがき)」、生命保険の控除証明書等をお持ちのうえ、お越しください（住宅借入金等特別控除の相談を除く）。

◆収入がなかった方へ

どなたの扶養親族にもなっていない方、世帯を共にしていない方の扶養親族になっている方は、次の事項の基礎資料となるため、市・都民税の申告が必要です。→国民健康保険税、老人医療受給者証、児童・生徒就学援助費、児童手当、保育料、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況等の基礎、非課税証明書等

住宅借入金等特別控除を初めて申告する方、譲渡所得、贈与税・消費税等、また、相談内容が複雑な方は青梅税務署でご相談ください。

国保・年金だより

■国民年金保険料は、便利でお得な口座振替を

国民年金には、老齢や障害・死亡時に支給される老齢・障害・遺族基礎年金があり、各年金を受給するには保険料を納付することが大切です。

保険料の納め忘れをそのままにしておくと、老齢基礎年金が低額になったり、受給できなくなる場合があります。また、万が一のケガや死亡などによる障害・遺族基礎年金も受給できなくなる場合もありますので、納め忘れのないよう注意する必要があります。

そこで、納め忘れがなく、便利でお得な口座振替をお勧めします。

口座振替の場合、1年分・半年分の保険料をまとめ払いすると割引になる前納制度や、各月払いで当月末に指定口座から引き落とすことで割引になる早割制度があります。

なお、1年分(平成18年4月分～平成19年3月分)や半年分（平成18年4月分～9月分)のまとめ払いの申し込みをされる場合は、3月中の申し出が必要となります。(金融機関等では、3月中ですと、引き落としに間に合わない場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。)

口座振替を希望される方は、国民年金口座振替納付申出書（国民年金保険料納付案内書の2枚目にあります)を預金口座のある金融機関または社会保険事務所に提出してください。

問合せ立川社会保険事務所☎523・0351

■国民健康保険事業の現状について

国民健康保険事業は、国民健康保険税と国・東京都からの支出金、一般会計からの繰入金(補填分)で運営されています。

近年、被保険者数の増加及び高齢化、医療の高度化等による医療費の増加に伴い、保険給付費が増えています。また国民健康保険税の収入不足もあり、国民健康保険事業の財源が不足し、一般会計からの繰入金で補っています。

このような状況は一般会計の財政面にも大きな影響を与え、国民健康保険加入者以外の市民の税金を投入することとなります。

事業の健全な運営を行うためには、被保険者の負担や給付の公平化を図り、国民健康保険税率等の改定も必要となります。平成18年度についても、やむを得ず改定を行うこととなりました。改定内容などは広報ふっさ3月1日号でお知らせします。

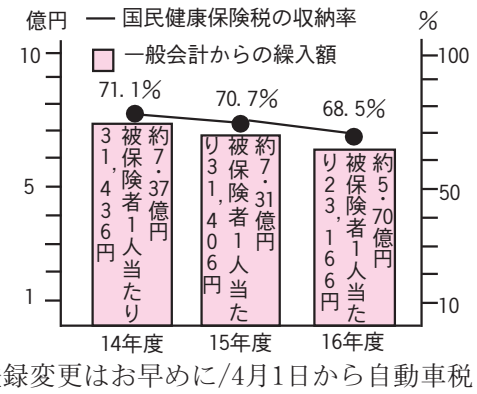

被保険者の皆さんには、今後も納期内納税にご協力をいただき、市の健康診断や健康相談等を利用するなど、健康管理を図っていただくことが医療費等の抑制につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ保険年金課保険年金係

公的団体の催し

■市民参加型フォーラム「介護予防ってなぁ～に?」

日時3月10日(金)午後7時～9時場所市民会館小ホール参加費無料

第1部基調講演「おたっしゃ21による介護予防」講師大渕修一(東京都老人総合研究所介護予防緊急対策室長)

第2部パネルディスカッション パネリスト古谷久雄(市介護福祉課長)、玉木一弘(東京都医師会理事)

問合せ社団法人西多摩医師会☎0428・23・2171

■シルバー人材センター高齢者パソコン講習会

日時下表のとおり場所さくら会館1階シルバー人材センター定員各コース8人、合計32人費用テキスト代実費対象市内在住の60歳以上の方

申込み3月3日までに往復はがきの往信用裏面に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、希望の講習番号を、返信用表面宛先に、ご自分の郵便番号、住所、氏名を記入し、〒197－0024福生市牛浜163福生市さくら会館内福生市シルバー人材センターへ。(定員を超えた場合は抽選。結果は後日通知。応募者多数の時は前回受講者はご遠慮いただくことがあります。)

コース	入門コース	初心者コース
日程	3月20日(月) 22日(水) 23日(木)	3月27日(月)～29日(水)
講習番号	1001	1003
時間	午前10時～正午	
講習番号	1002	1004
時間	午後1時30分～3時30分	
内容	操作の基礎、文章入力、インターネットほか	文章の入力・印刷、インターネット・メール

問合せ福生市シルバー人材センター☎553・3261

来月は《納税推進》強化月間

市では、3月を納税推進強化月間として市税、国民健康保険税・介護保険料を滞納していて、督促状及び催告書等により再三にわたり納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じていただけない方に、地方税法の定めに従い、**財産調査を行います。勤務先への給与照会・金融機関への預貯金調査・電話加入権・不動産等の調査の結果によりましては、即時に差押えを執行します。**

納め忘れていた方や、滞納されている方は、至急納めてください。なお、市では常に納税の相談に応じています。

■納期内納税にご協力を!

今月は固定資産税・都市計画税（第4期)、国民健康保険税（第6期)、介護保険料(第6期)の納期です。

2月の口座振替日2月28日(火)です!!

■納め忘れはありませんか

次のとおり納期限は過ぎています。
◎市・都民税（第1～4期)◎固定資産税・都市計画税(第1～3期)◎軽自動車税(全期)◎国民健康保険税(第1～5期)
◎介護保険料(第1～5期)

問合せ収納課収納係

平成18年度「男女共同参画週間」の標語募集 2月28日(必着)まで。くわしくは男女共同参画局ホームページhttp://www.gender.go.jp、内閣府共同参画局総務課☎03・3581・2022へ。

都税についてのお知らせ●個人事業税の申告期限は3月15日(火)問合せ八王子都税事務所☎0426・44・1114●自動車の登録変更はお早めに/4月1日から自動車税の月割計算が変わります→年度途中で県域を超え、ナンバーが変わっても還付・新たな課税は行われません。問合せ自動車税総合事務所☎03・5985・7811～3